

中津川・恵那観光 PR ポスター  
制作委託業務プロポーザル公募要領

平成30年12月10日

中津川・恵那観光推進協議会

## 中津川・恵那観光 PR ポスター制作委託業務 公募要領

・中津川・恵那地域が自然環境及び社会環境の変化に対応し、魅力的な居住地・滞在地・目的地として在り続けるため、中津川・恵那地域を広域に連携させ、地域の魅力や観光地のポテンシャルを高め、市内外に魅力を発信し、誘客を図れるポスターを作成します。

・中津川・恵那広域観光 PR ポスター制作委託業務について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

・この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

### 第1 募集の内容

#### 1 業務名

中津川・恵那観光 PR ポスター制作委託業務

#### 2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

#### 3 契約期間

契約締結の日から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

#### 4 委託費の上限

300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）とし、下記（1）～（5）の要件を満たしていることが必要です。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- （2）評価会において、中津川市・恵那市の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （3）中津川市・恵那市の製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、参加申込受付期限日から評価会の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （4）法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

### (1) 事業の実施計画

・中津川・恵那地域が自然環境及び社会環境の変化に対応し、魅力的な居住地・滞在  
地・目的地として在り続けるため、中津川・恵那地域を広域に連携させ、地域の魅力や  
観光地のポテンシャルを高め、市内外に魅力を発信し、誘客を図れるポスターを作成し  
ます。

・完成イメージの試作品を1から3案制作し提出すること。

### (2) 業務の実施体制

ア 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）

イ 事業の実施体制

ウ 事業費の妥当性

## 3 応募の手続き等

### (1) スケジュール

ア 公募要領等の公開・配布 平成30年12月10日（月）～12月18日（火）

イ 公募要領等に関する質問受付 平成30年12月10日（月）～12月14日（金）

ウ 参加申込受付 平成30年12月10日（月）～12月18日（火）まで

エ 企画提案書受付 平成30年12月10日（月）～12月21日（金）正午まで

オ 評価会議（書類審査のみ、プレゼンテーションは行わない）

平成30年12月25日（火）

カ 結果の公表 平成30年12月26日（水）

### (2) 公募要領等の配布

ア 配布期間平成30年12月10日（月）～平成30年12月18日（火）

午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

イ 配布場所 中津川・恵那広域行政推進協議会

（〒509-7203 岐阜県恵那市長島町正家 1067-71）

※ 公募要領等は、中津川・恵那広域行政推進協議会ホームページ内の以下のページに掲示します。

<http://www.ne-koiki.jp/>

### (3) 公募要領等に関する質問受付

ア 受付期間平成30年12月10日（月）～平成30年12月14日（金）午後5時まで

イ 提出方法

質問は（別紙1）の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。

\* 提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

\* 電子メールの場合は、件名を「中津川・恵那広域観光 PR ポスター制作委託業務」として送信してください。

ウ 提出先

中津川・恵那観光推進協議会 事務局  
中津川・恵那広域行政推進協議会  
〒508-7203 恵那市長島町正家 1067-71 (恵那総合庁舎 4階)  
電話：0573-26-1111 (内線 411) fax：0573-25-4602  
Mail：somu02@ne-koiki.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、以下のページにて公開します。

<http://www.ne-koiki.jp/>

(4) 参加申込受付

ア 受付期間平成 30 年 12 月 10 日 (月)～平成 30 年 12 月 18 日 (火) 午後 5 時まで

イ 提出書類

(ア) 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2

ウ 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙 2)を、中津川・恵那広域行政推進協議会まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。  
※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書受付

ア 受付期間平成 30 年 12 月 10 日 (月)～平成 30 年 12 月 21 日 (金) 正午まで

イ 提出書類、提出部数

(ア) 企画提案書(完成イメージの試作品含む)・・・・・・・・・・・・様式 1

(イ) 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意

(ウ) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2

ウ 提出部数

6 部(正本 1 部、副本 5 部)※完成イメージの試作品は各 1 部

エ 提出方法

中津川・恵那広域行政推進協議会あてに持参又は郵送により提出してください。持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(最終日は正午まで)とします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

## (6) 参加に際しての留意事項

### ア 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- (ア) 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (イ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (ウ) 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (エ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- (オ) 公募要領に反すると認められる場合
- (カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### イ 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

### ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

### エ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

### オ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

### カ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### キ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

### ク その他

参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要項等の記載内容に同意したものとします。

## (7) 見積書作成に当たっての注意事項

### ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

### イ 本事業実施に係る通信運搬費(電話回線使用料、郵送料等)、事務費(消耗品費等)は必要に応じて計上してください。

ウ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の購入に係る経費については委託費に含まれません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

エ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

### 第3 評価に関する事項

#### 1 評価方法

事務局が指定する評価会議構成員による書類審査を行います。

※評価会議構成員：恵那県事務所・中津川市・恵那市各担当者・チャレンジ！中津川

☆恵那プロジェクト運営委員長及び事務局長

平成30年12月25日（火）予定

#### 2 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

#### 3 最優秀提案者の決定

- ・上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。
- ・同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。
- ・応募者が1名のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、事業を実施するときには、再度公募を実施予定とします。

#### 4 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから、参加者に通知いたします。

### 第4 契約についての留意事項

#### 1 契約方法

協議会は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、事務局と最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

### 第5 問い合わせ先

中津川・恵那観光推進協議会 事務局

中津川・恵那広域行政推進協議会

〒508-7203 恵那市長島町正家 1067-71（恵那総合庁舎4階）

電話：0573-26-1111（内線411）fax：0573-25-4602

Mail：somu02@ne-koiki.jp